

令和7年（2025年）11月12日

P T Aに関わる全ての皆さまへ

滋賀県の公立高校のためのP T A運営ガイド

（滋賀県公立高等学校P T A連合会）

（協力：滋賀県教育委員会事務局）

目 次

1.	はじめに.....	P1
2.	P T Aとは：その目的	P1
	(ア) P T Aのはじまり	P1
	(イ) 常にその必要性を問われ続けている P T A	P1
	(ウ) P T Aの目的	P1
3.	P T Aを運営するにあたって	P2
	(ア) 会則の整備	P2
	(イ) 会費の徴収・会計の透明化	P3
	(ウ) 入退会の手続きに関する考え方	P4
	(エ) P T A未加入の子どもへの教育的配慮	P5
	(オ) 役員の選出	P5
	(カ) 事業・活動	P5
	(キ) 個人情報の取り扱い	P6
	(ク) 質問への対応	P6
4.	P T Aとコミュニティ・スクールの関係	P9
5.	学校における働き方改革と P T A	P10
6.	連合会の役割と意義	P10
	(ア) 連合会設立の経緯	P10
	(イ) 連合会の事業内容	P10
	(ウ) 今後の連合会	P10
	① 各校単位 P T Aでの入会	
	② 事務手続きの整理	
	③ 研修機会の充実	
7.	参考資料	P11
	(ア) 関連する法令等	P11
	(イ) 会計事務委任に関する申立書様式例	P13
	(ウ) 入会申込書・退会届様式例	P14

1. はじめに

子どもたちの健やかな成長のため、日々PTA活動に取り組んでいただき、ありがとうございます。

PTAは、幼稚園・こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の学校ごとに組織され、保護者と教職員によって構成されます。PTAは、子どもたちの健全な成長を図るために、保護者と教職員が自主的に組織し、運営する社会教育関係団体です。その活動は、保護者同士が交流し学び合い、保護者自身の成長にもつながる重要な場であります。

昨今、個人の働き方や家族の在り方などの社会構造が変化していること、PTAが個人情報保護法における個人情報取扱業者に含まれるようになったことなどを勘案し、その在り方を時代に合ったものに見直す必要が出てきています。

PTAは入会義務がある類の組織ではなく、保護者が任意で加入する団体であることから、入会の意思を確認することや個人情報を適切に管理することなどは組織を運営する上で留意しなければなりません。

各PTAにはそれぞれの歴史や経緯があり、その在り方も様々です。本資料は各PTAの運営を制限したり規制したりするものではありません。運営や活動の参考となる基本的な事項をまとめたものです。それぞれのPTAで今後の在り方を検討し、子どもたちに関わるすべての人が笑顔で活動できる、持続可能なPTAにするための参考にしていただけると幸いです。

2. PTAとは：その目的

(ア) PTAのはじまり

日本における保護者会や父母の会の歴史は古く、第二次世界大戦前から組織されていました。当時は後援会的な性格が強かったようです。終戦後の昭和22(1947)年に、文部科学省が「父母と先生の会 - 教育民主化のために - 」を通知したことで、全国でPTAの結成が進められました。

(イ) 常にその必要性を問われ続けているPTA

PTAは、保護者が教員と協力して子どもたちへの教育効果を向上させることをめざす団体です。価値観の多様化が急速に進む社会の中で、学校という集団において、子どもたちがより充実した学校生活を確保するために、教員と保護者の代表が協議・連携する場の必要性が増しています。

(ウ) PTAの目的

PTAは、子どもの健やかな育成のため、保護者が教員と共に組織し、学び、活動する団体です。そもそもPTAは何のためにあるのか整理すると、以下の4つになります。

1. 「子どものため」になることをすること
2. 「保護者同士のつながり」をつくること
3. 「保護者が学校（先生）との協力関係」をつくること
4. 「地域と学校の協力関係」をつくること

つまり、PTAは、保護者が教職員と共にお互いを高め合い、子どもたちの健全育成を支援し、学校・家庭・地域を結ぶ要として大切な役割を担っています。

PTAは、活動の趣旨や活動内容を十分に説明した上で、保護者と教職員一人ひとりが各人の状況に合わせて参加できる組織運営や活動内容の工夫により、できるだけ多くの保護者がPTA活動に参加できるように運営されることが大切です。

3. PTAを運営するにあたって

(ア) 会則の整備

PTAも組織である以上、活動には一定のルールが必要です。PTAの会則には、各単位PTAの基本的な活動方針、目的や特徴、運営方法や会費などを明示する必要があります。すべての会員に理解してもらうためにも、よく周知することが大切です。会則の内容を知ることによって、活動の目的が明確になり、より積極的な参加につながります。一般的に、会則の中には、次のようなものを盛り込む必要があります。

<会 則>

- ① 名称・目的
- ② 構成・組織
- ③ 事業・活動内容
- ④ 役員・委員の選出方法や職務
- ⑤ 総会・役員会・委員会等の機関
- ⑥ 会費・経費

また、具体的な会の運営・活動を展開するために、現状や実態に即して次のような細則をつくる必要があります。なお、細則を改正する場合は、会員の意見をよく聞きながら慎重に検討し、会則等に定められた手順に従って行うようにしましょう。

細則の内容としては、次のようなものが考えられますが、いずれも会則に違反したり、逸脱したりするものであってはなりません。

<細 則>

- ① 加入、退会の手引き
- ② 会費の額や徴収方法
- ③ 会計の管理及び処理の仕方
- ④ 役員の選出方法
- ⑤ 専門委員会、学年PTA
- ⑥ 学級PTA、地域PTA等の運営方法
- ⑦ 表彰や慶弔規定 など

<会員の理解を得る努力を>

PTAの会則は、会員に周知していくことが大切であり、会則に対する会員の関心を高める工夫や努力が重要です。そのためには、読みやすく、分かりやすい内容で、必要最小

限の内容、項目、さらに平易な表現を心がけましょう。会員の理解を得るためには、以下のような取組が考えられます。

- ① 入学説明会等を利用して、会則の説明の機会を設定する。
- ② 総会、学年PTAなどで、会則の説明や協議の機会を設定する。
- ③ 会則に関することを広報紙などに掲載し、全会員に周知する。

チェック

- 会則を整備し、いつでもだれでも確認できるように公開していますか？
- 会則に沿った運営がされていますか？
- 誰でも参加しやすい組織になっていますか？

(イ) 会費の徴収・会計の透明化

PTAは学校とは別の組織ですので、その会費はPTAが集めるべきものです。

しかし、PTAが会費の集金を行うことは、負担が大きいため、学校に登録した銀行口座からPTA会費を引き落とす形で、会費の集金を行う場合があります。そのような場合は、PTAから学校に徴収を委任する「委任契約」を締結する必要があります。また、委任契約については、会員の同意も必要です。

「委任契約」について

教職員が（PTA会費などの）団体徴収金の会計事務に従事する前提として、校長が団体の長から書面で会計事務の委任を受ける必要があります。毎年度、「会計事務委任に関する申立書」（参考1）を書面で交わすようにしてください。

（滋賀県教育委員会 学校徴収金の取扱いに関するガイドライン 令和5年）

【例】PTA会費を徴収するまでのフローチャート

- ① PTAと学校との間で「委任契約」を結ぶ。
- ② PTA会員より「会費の徴収方法に関する同意」を得る。※①と②は順不同
- ③ PTAが学校に徴収対象者を示す。
- ④ 学校に登録した銀行口座から、PTA会費が引き落とされる。

PTA会費は、会員の学習活動や実践活動、広報等、PTA本来の目的のために使用します。会費の使途は総会などの場で会員の合意に基づいて決める必要があります。使途に不適切なものがあったり、不明な点や疑いをもたれたりすることがないように、納入された会費は適切に処理しましょう。

チェック

- P T Aが会費の徴収等の事務を学校に委任する場合、
P T Aと学校との間でP T A会費徴収の「委任契約」を締結していますか？
- 委任契約については、総会などで会員の合意を得た上で行い、
会員に周知していますか？
- 会員より「会費の徴収方法に関する同意」を得た上で、
徴収対象者を学校に示していますか？
- 予算に基づいて適正に執行していますか？
- 決算は総会等で報告し、会員の承認を得ていますか？

(ウ) 入退会の手続きに関する考え方

P T Aは、会則や活動実績、活動に参加する際に生じる義務（メリット・デメリット）について保護者に対して十分説明した上で、参加の意思確認を行わなければなりません。加入に向けては、P T A活動の目的や内容、必要性などを丁寧に説明することが必要となります。P T A活動の目的や内容を理解して入会することが、活発なP T A活動にもつながります。入会は任意であることを説明した上で、入会の意思を確認することが必要です。役員となることを負担に感じる保護者も多いため、入会申込書に役員の希望に関する項目を設けているP T Aもあります。

また、入会手続きに加えて、退会ができることも周知しましょう。退会方法について会則に定めるとともに、退会時には個人情報の削除も行う必要があります。

チェック

- 入会申込書などで入会の意思を確認していますか？
- 入退会が任意であることを周知していますか？
- 退会についても会則に定めていますか？

～学校が行うこと～

学校とP T Aは別の団体です。学校は本人の同意を得ず、P T Aに名簿などを提供してはいけません。それは流用に当たり、個人情報保護法に違反します。学校は年度初めに、個人情報をP T Aに提供することを認める「同意書」を、各家庭に配付するようにしましょう。保護者は「同意する」を選んだ場合、電話番号や住所などを記入の上、その用紙を学校に提出します。学校が配付する「同意書」の内容については、巻末のP T A入会申込書なども参考に、学校とP T Aが相談して決めましょう。

(エ) P T A未加入の子どもへの教育的配慮

P T Aは子どもの保護者および教職員を会員とする任意の団体で、子どもは会員ではなく、支援対象です。そのため、P T Aからお祝い等の物品を送る際や、P T A主催の活動や行事を行う際、P T A未加入の子どもたちに対して配慮を欠くこととならないように気をつけましょう。

保護者はP T A会員かどうかという立場上の違いがあり、P T A活動の際などに合理的な理由のもと区別されることがあるかもしれません。ただ、子どもがP T A会員であるかどうか……という立場の違いはなく、区別されることがあってはいけません。

P T A会員にならないことを選択する方は、仕事や家庭の事情など、さまざまな理由があります。私たちの社会は、さまざまな立場の人がいて、成り立っています。学校に通うすべての子どもに対して、あたたかい目を向けましょう。

チェック

- 「会員ではない家庭」という理由で、子どもを区別していませんか？
- 「会員ではない」という理由で、保護者を合理的な理由なく区別していませんか？

(オ) 役員の選出

P T A活動は会員が分担して行うものであり、一人当たりの仕事量はそれほど多くないことを認識してもらいましょう。合わせて、P T A活動が他の保護者との学びと交流を深めるよい機会になることも呼びかけましょう。

役員（委員）の選出方法は、立候補など本人の意思に基づく選出が望ましいですが、それが難しい場合は、役員（委員）の強制や押しつけがないよう、よく話し合っ決めてすることが大切です。また、役員の決め方や運営方法の工夫（サポーター制を含む）などが実情に沿ったものとなっているか、点検・見直しを常日頃から行っていくことがとても重要です。

P T A、あるいは学校や地域のことにかかわってみたいという人のために、気軽に活動に参加できるように、やり方を変えていきましょう。例えば、「活動の曜日や時間帯の選択肢を増やす」「いつどんな活動をするという内容をできるだけ具体的に提示する」「仕事を減らしたり、やり方を見直したりして、仕事の量を減らしていく」など。

チェック

- プライバシーに配慮した選出になっていますか？
- 役員選出の方法や過程を明確に示していますか？
- 役員選出は強制や押しつけにせず、話し合いなどで決めていますか？
- 皆が参加しやすくなるように環境を整えていますか？

(カ) 事業・活動

子どもたちの健全育成を目的とした活動としては、わが子が多感な時期を過ごす大切

な教育環境を整えるため、学習活動の支援、教育相談機会の充実、卒業式など各種式典等における記念品の贈呈、学校生活の安全・安心を確保するための各種保険など、幅広く多岐にわたるものがあります。

また、会員相互の学びとしては、研修会や各種大会への参加などと共に、上記の健全育成活動を実践する中での学びや情報の共有・意見交換なども行われています。

こうしたことを踏まえ、PTA加入の意義について、保護者に理解していただけるよう、順序だてて考えていきましょう。

チェック

- 子どもたちのことを第一に考えた活動になっていますか？
- 学校に対して自発的な寄付を行う場合、寄付の内容や必要性を検討していますか？
- 定期的に活動の見直しをしていますか？

(キ) 個人情報の取り扱い

平成29年（2017年）5月の改正個人情報保護法が全面実施され、PTAも「個人情報取扱業者」に含まれることになりました。会則等に個人情報の取り扱いを定めているかなど、個人情報の管理に問題がないか、改めて確認することが必要です。

チェック

- 本人の同意なく、学校が保有するクラス名簿等の提供を依頼していませんか？
- 会則等に個人情報の取り扱いを定めた項目はありますか？
- 個人情報は、入会申込書を活用するなどして、その利用目的を明確にした上で、直接本人から取得していますか？
- 個人情報の取得方法、管理方法、保有期間、同意の取り方、同意が得られなかった場合の対応、開示を求められた場合の対応など、あらかじめルールを決めて会員に周知していますか？
- 取得した個人情報は、管理体制を整えて適切に保管していますか？

(ク) 質問への対応

Q1：PTAに加入するメリットは何ですか？

A1：PTAごとに特徴のある活動がなされており、

会員が享受するメリットも様々ですが、以下のようなことが考えられます。

- 子どもたちの学校生活の様子を見る機会が増える
- 子どもたちの成長の過程をより感じることができる
- 子どもたちの学校生活への理解が深まる
- 保護者同士のつながりが増え、学び合える
- 地域との関わりが深まり、コミュニティとの交流ができる
- 教職員と関わる機会が増え、学校教育への理解が深まる
- 学校教育を保護者の立場からサポートできる

- 学校運営に保護者の立場から助言ができる など

Q2：仕事が忙しくて活動に参加できないのですが。

A2：PTA活動は、会員が分担して行いますし、場面によっては子どもたちも主体的に関わってくれるので、一人当たりの負担は少ないです。「できる人が、できる時に、できる事を」しますので、忙しい方も無理なく活動ができます。学校運営をより良くしたい方は一度活動に参加してみましょ。実際に活動に参加された多くの方から「楽しかった。やって良かった」という声が挙がっています。

Q3：役員にはなりたくないのですが。

A3：義務ではありません。在籍中必ず役員をやらなければならないことはありません（立候補等、保護者・教職員の意思による自発的な活動であり、強制されることはありません。役員のなり手が不足する場合は、運営や活動のあり方を見直すことも必要でしょう）。これをPTAとして子どもたちに身近に関われるチャンスと捉え、一緒に楽しむスタンスでやってみませんか。

Q4：人間関係が心配なのですが。

A4：多くの人に関わるので、時には意見の違いもあるでしょう。しかしながら、皆さん「子どもたちのために」という思いは同じです。そのことを念頭に、丁寧にお話ししていけば、活動についての理解はいただけるはずで。

特に、高校等では、小中学校に比べて学校へ行く機会は減ります。高校生になると子どもも学校のことをあまり話してくれず、学校生活の様子が分からないことも多くなります。PTA活動をすることで先生方や他の保護者とつながる機会が増え、情報共有もできるようになり、お子さんの様子を様々な方から聞けるようになります。

（注）高校等：中等教育学校、特別支援校、併設型中高一貫教育校を含む

高校生：中等教育学校後期課程生徒、特別支援学校高等部生徒を含む

Q5：PTA活動の見直しに向けて、ポイントはありますか？

A5：どのような活動であれば、自発的に参加したくなるでしょうか。やりがいや達成感がある、人との豊かなつながりを実感できる、活動を通じて学ぶことがあり、成長できる。多くの人にとって、参加したくなる組織には、多様性（様々な保護者が、様々なかたちで関わるができる）があり、柔軟性（前例にとらわれない）があり、透明性（どんなことをやろうとしているのかが見える）があります。

Q6：保護者がやらないといけないことですか。県・国がやればよいことではないですか？

A6：PTAがすべきこと、PTAでなければならないことと、学校の設置者である市・県、教育制度を司っている国、それぞれが果たすべき役割を整理の上、毎年、各学

校からの要望をまとめて県教委へ提出して意見交換を行っています。

最近では、トイレの改修や、ホームルーム教室の空調設備・経費の県負担などについて、県と意見交換を行っており、こうした活動を通じて、教育環境の整備が着実に進んでいる状況にあります。

また、全国高P連と連携して情報共有も図っています。

Q7：新入生の保護者にスムーズに加入していただくコツはありますか？

A7：3月にある入学許可予定者説明会の機会に、受付等で学校資料とは別に独自にPTA資料（入会案内・会則等）を配布し、入学式後に入会申込書を提出していただくと効率良く、保護者の負担も減らせます。学校とも綿密に連携し、できるだけ多くの保護者から賛同を得られるように実際の活動内容と意義、楽しさを丁寧に説明しましょう。

Q8：会員名簿作成を効率的に行う方法はありますか？

A8：県内においては、PTAに関する説明会后に、Google等のサービスを活用して、入会希望者にQRコードからフォームにアクセスし、必要情報を入力いただくことで、名簿作成の手間を省く工夫をしているPTAもあります。

Q9：参加が任意ということを説明すると、入会率が低下することが心配です。どうすればよいでしょうか？

A9：活動の見直しや魅力化に努め、PTA活動の意義や、入会によって保護者自身が見られる学びなどのメリットについて広報していくことが大切です。

一方、入会を希望しない方の中には、役員はできないけれど、活動には興味があるという方もおられます。入会時に関わり方を表明する工夫をしたり、行事ごとに協力可能なボランティアを募る旨を事前に周知したりすることで、安心して入会してもらえるかもしれません。子どもの高校生活を支えたいと考えている保護者は多いはずですが、納得感のある活動になるように、丁寧な説明を心掛けてみてください。

Q10：「入会しない」「退会したい」という保護者に、どのように対応すればよいですか？

A10：入退会は任意であるため、強制的に入会させる、あるいは引き留めることはできません。差し支えなければ、まずは「入会しない理由」を尋ね、耳を傾けてみましょう。また、学校とも協力して、じっくりとお互いの思いを出し合う機会を設けましょう。また入会した保護者の誰もが、「PTAに参加してよかった」等、ポジティブな気持ちになれる活動になるよう、みんなで運営の工夫をしてみましょう。

Q11：未加入者が増えたら活動が継続できないのではありませんか？

A11：まずは加入に向けて丁寧に説明をしましょう。役員をやるやらないは別として、加入してもらえることがはじめの一步です。その上で未加入者が増えて、人数や財源

の関係でこれまでのような活動ができないとなったら、活動を見直してみましよう。

Q12: 役員(執行部)選出に苦労していますが、何か良い方法がありますか？

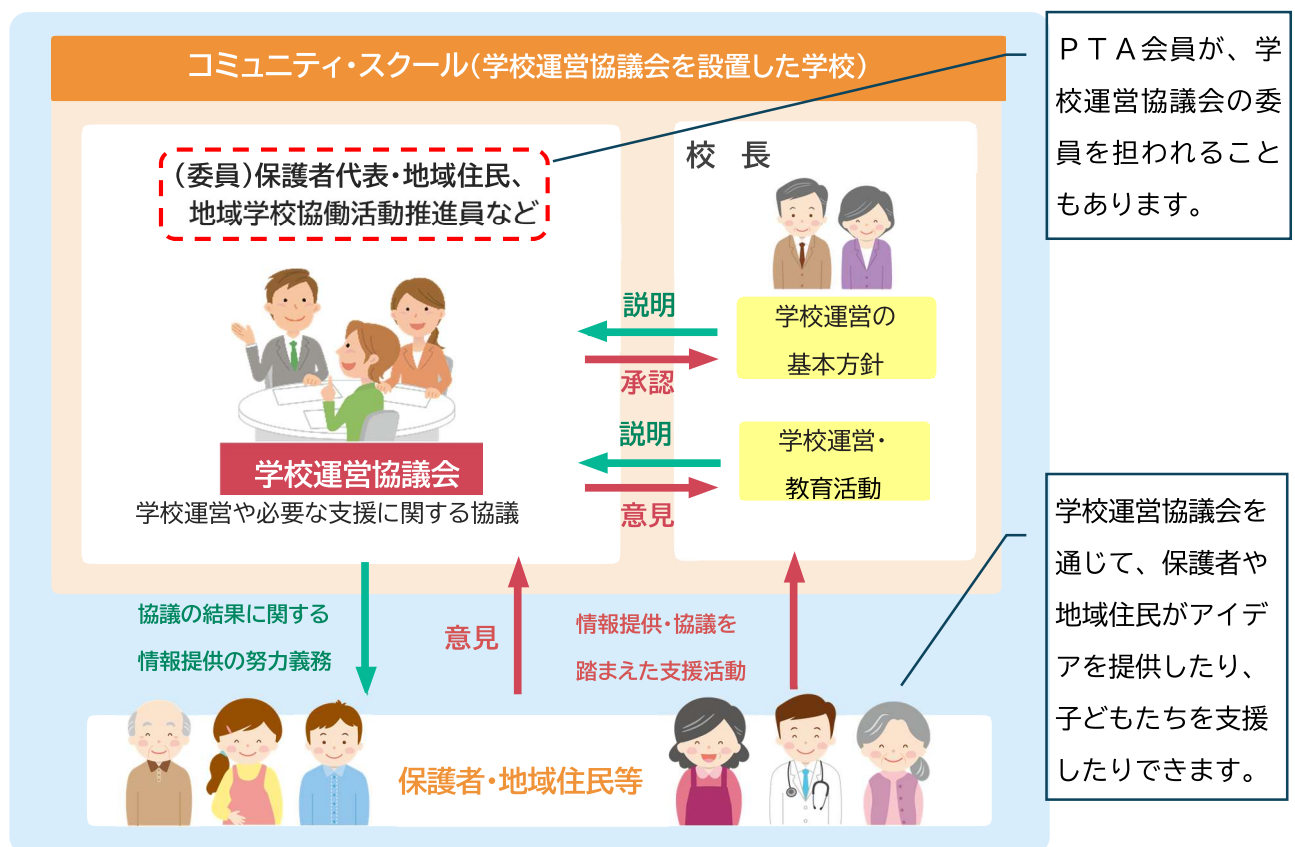
A12: 委員会から推薦してもらったり、ボランティア募集をしてその中からお声かけしたりして、つながりを作ってからお願いすると良い返事をもらえる場合もあります。

Q13: 入会申込書や個人情報同意書などに、校長名を併記することは問題ありませんか？

A13: 入会申込書や同意書は、それぞれの団体が保管することになります。校長名を併記することは、その後の文書保有者が不明確となるため適切とは言えません。PTAが発出する文書については、PTA会長名のみにする方が望ましいと考えます。

4. PTAとコミュニティ・スクールの関係

教育基本法第13条には、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力により、教育が行われるようにすること」とあります。この条文は、学校だけで教育を完結させるのではなく、学校と家庭、地域の人々が協力して、子どもの教育を支援する必要性を示したものです。この考え方は、近年重要性が高まっている「コミュニティ・スクール」の理念を反映したものです。





滋賀県学習情報システムにおねっと
コミュニティ・スクールリーフレット

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置する学校のことで、法律に基づき、教育委員会から任命された委員が一定の権限と責任をもって、学校の運営および必要な支援について協議する合議制の機関です。コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が協力し、学校の運営に取り組める「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組みです。コミュニティ・スクールの充実に向けて、PTAの主体的な活動が注目されています。

5. 学校における働き方改革とPTA

教師、保護者、地域住民、企業、団体等が一緒になって「子どもたちの成長を支えるチーム」として活動することは、学校の働き方改革にもつながります。「学校の負担をみんなで減らす工夫」をしながら、PTAとして協力できることを探すというのはいかがでしょうか。

6. 連合会の役割と意義

(ア) 連合会設立の経緯

昭和27年9月13日に県内の高等学校PTA代表44名による審議の後、21高等学校のPTAが滋賀県高等学校PTA連合会の結成に参加されました。さらに同年8月、当連合会は高校教育振興のため、全国高等学校PTA協議会設立の必要性から、会長の近藤義隆氏らが発起人となり、全国高等学校PTA協議会設立準備会を結成し、11月21日に全国高等学校PTA協議会を結成されました。こうして全国的なPTA活動を視野に入れ、活動が続けてきた歴史があります。

(イ) 連合会の事業内容

- (1) 各高等学校PTA活動及び高等学校教育の振興に関する事業
- (2) 県内外の高等学校PTAとの連携、情報・意見交換
- (3) 関係諸官庁並びに関係諸団体との緊密な提携
- (4) 社会教育、家庭教育および学校教育に関する調査および研修活動

(ウ) 今後の連合会

- (1) 各校単位PTAでの入会
- (2) 事務手続きの整理
- (3) 研修機会の充実

7. 参考資料

(ア) 関連する法令等

(1) 目的と性格

P T Aは児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である。

(社会教育審議会報告 昭和 42 年)

(2) P T Aの位置づけ社会教育関係団体

社会教育団体は、社会教育法第 10 条において、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」と規定されているが、実に多種多様な団体が存在する。(中略)

構成員の学習・向上を図ることに重点をおくものとして、いわゆる地域団体とその他の有志団体がある。(中略) さらに両親と教師によって作られている父母と先生の会(P T A) などがある。

(社会教育審議会答申 昭和 46 年)

(3) 関係法令

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(社会教育法 昭和 24 年 令和元年改定)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任 を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(教育基本法 平成 18 年改正)

(4) その他 会員資格

「P T A会員の資格については、本来それぞれのP T Aが自主的に決定すべきものであり、(中略) 在籍児童生徒の親でない者を会員にすることは差し支えない」

(文部省社会教育局長の行政実例 昭和 46 年)

引用元

- 兵庫県公立高等学校 PTA 連合会・兵庫県特別支援学校 PTA 連合協議会：「PTA 運営のための参考資料」
- 京都府教育委員会：「PTA 活動をすすめるために」
- 広島県高等学校 PTA 連合会：「PTA 加入・活動の考え方」
- 栃木県教育委員会：「あすの PTA のためのハンドブック」
- 滋賀県 PTA 連絡協議会：「県 P って何？」

会計事務委任に関する申立書

滋賀県立〇〇学校△△会長は、令和□□年度滋賀県立〇〇学校△△会計事務の取扱について、滋賀県立〇〇学校長（校長名）に委任します。

令和□□年□□月□□日

滋賀県立〇〇学校△△会長 （会長名） 印

上記申立について、受任します。

令和□□年□□月□□日

滋賀県立〇〇学校長 （校長名） 印

令和 年 月 日

県立〇〇〇校PTA会長 様

様式例ですので、各PTAの実情に応じて、項目を追加・削除してください。

県立〇〇〇校PTA 入会申込書

県立〇〇〇校PTAの趣旨に賛同し、入会します。

ふりがな

名 前 _____ (保護者・教職員)

住 所 _____

電 話 _____

e-mail _____

在籍生徒の学年・クラス・名前

_____ 年 組 名前

_____ 年 組 名前

_____ 年 組 名前

会員名簿の作成や活動に必要な情報を収集します。

会費の徴収を学校に事務委任する場合に同意を得ておきたいことです。

※ PTA会費の徴収について

下記に同意いただける場合は、☐欄にチェックを入れてください。

- ☐ PTA会費の支払いについて、学校が徴収する学校徴収金と同じ口座から引き落とされること
- ☐ PTA会費引き落としのために必要な自分の個人情報を学校へ提供すること

※ PTA活動にご協力いただける方の中から役員を選出します。

該当する項目にチェックを入れてご回答ください。

- ☐ 立候補したい
- ☐ できる範囲で協力したい
- ☐ 協力することはできない

役員はできないけれど、PTA活動には興味がある方もおられます。関わり方を表明することで、安心して入会してもらえるかもしれません。

<個人情報の取り扱いについて>

ご記入いただいた個人情報は以下の事項以外に使用しません。

- 1 会員名簿、役員名簿をはじめとする各種名簿の作成
- 2 PTA活動
- 3 会費の徴収に係る事務
- 4 お知らせ、広報誌などの配布

各PTAの活動内容に沿って記載します。

県立〇〇〇校PTA会長 様

県立〇〇〇校PTA退会届

この度、県立〇〇〇校PTAを退会したく、下記のとおり提出します。
つきましては、PTA会費の徴収を停止するとともに、個人情報の削除をお願いしま
す。

記

退 会 日

令和 年 月 日

退会を希望する会員を特定
するために必要な最小限の
情報に留めましょう。

ふりがな

名 前 _____

在籍生徒の名前・学年・クラス

年 組 名前 _____

年 組 名前 _____

年 組 名前 _____

退会理由（今後のPTA活動の一助としたいので、差し支えなければご記入願いま
す）

そ の 他

※清算による返金方法等、退会時の会費に関する取り決めなど、退会する会員に
お知らせすることがあれば、ここに記載

退会時の対応についても、会
則等に定め、いつでも参照で
きるようにしましょう。